



国土交通省 Hokuriku-shin'etsu District Transport Bureau

北陸信越運輸局

Press Release

平成31年4月15日

「自動車分解整備事業事務取扱要領」の一部改正について

自動車整備事業者 各位

標記について、北陸信越運輸局長から別紙（平成31年4月5日付け北信技整第11号の2）のとおり通知があったので了知願います。

以上



国土交通省

—明日の交通・環境を創造します—

北陸信越運輸局 新潟運輸支局

検査整備保安部門



達第1号

自動車分解整備事業事務取扱要領（平成14年8月20日付け達第39号）の一部を改正する達を次のとおり定める。

平成31年4月5日

北陸信越運輸局長

板崎 龍介



自動車分解整備事業事務取扱要領の一部を改正する達

「自動車分解整備事業事務取扱要領」を別紙新旧対照表のとおり改める。

自動車分解整備事業事務取扱要領（平成14年8月20日付け達第39の一部改正（新旧対照表）

別紙

新	旧
自動車分解整備事業事務取扱要領 達第39号 平成14年8月20日 改正 達第11号 平成18年3月31日 改正 達第2号 平成18年6月2日 改正 達第11号 平成27年3月19日 <u>改正 達第1号</u> <u>平成31年4月5日</u> 第1条 （略） （認証の申請） 第2条 法第79条第1項の規定による認証の申請は、第1号様式によるものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。 (1)～(3) （略） (4) 作業場等のレイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載した作業場等平面図(第1号様式の事業場平面図に記載する場合は省略できる。) (5) （略） 3 （略） 第3条 （略） （事業の種類等の変更申請） 第4条 認証を受けている者が、次に掲げる事項を変更しようとする申請は第2号様式によるものとする。 (1)～(4) （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。 (1) （略）	自動車分解整備事業事務取扱要領 達第39号 平成14年8月20日 改正 達第11号 平成18年3月31日 改正 達第2号 平成18年6月2日 改正 達第11号 平成27年3月19日 第1条 （略） （認証の申請） 第2条 法第79条第1項の規定による認証の申請は、第1号様式によるものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。 (1)～(3) （略） (4) 作業場等のレイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載した作業場等平面図 (5) （略） 3 （略） 第3条 （略） （事業の種類等の変更申請） 第4条 認証を受けている者が、次に掲げる事項を変更しようとする申請は、第2号様式によるものとする。 (1)～(4) （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。 (1) （略）

(2) 第2条第2項第3号から第5号に規定する書面のうち変更事項に係るもの(第2条第2項第5号に規定する書面については、第2号様式の事業場平面図に記載する場合は省略できる。) (認証書の交付) 第5条 運輸局長は、認証（対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類の変更並びに業務の範囲を限定又は解除するときを含む。）をしたときは、認証書を申請者に交付するものとする。 2 前項に規定する認証書の様式は、<u>第6号様式</u>によるものとする。 3、4 (略) (変更等の届出) 第6条 法第81条（第2項を除く）から第83条までの規定による届出は、<u>第2号様式（変更等の届出が法第81条第1項第2号のみの場合は、第5号様式）</u>によるものとする。 2、3 (略) (廃止届出) 第7条 法第81条第2項に規定する届出にあつては、<u>第3号様式</u>によるものとし、すでに交付を受けている認証書を添付するものとする。 第8条 (略) (整備主任者に関する届出) 第9条 施行規則第62条の2の2第2項に規定する届出は、<u>第4号様式</u>によるものとする。ただし、同項第1号及び第2号に規定する事項に係る変更の届出にあつては、第2号様式による届出をもって代えるものとする。 2 (略) (自動車分解整備事業の証明) 第10条 運輸局長は、自動車分解整備事業者からの願出により、現に効力のある認証に係る事項について証明を行うことができるものとする。 2 前項の願出書の様式は、<u>第7号様式</u>によるものとする。 3 (略)	(2) 第2条第2項第3号から第5号に規定する書面のうち変更事項に係るもの (認証書の交付) 第5条 運輸局長は、認証（対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類の変更並びに業務の範囲を限定又は解除するときを含む。）をしたときは、認証書を申請者に交付するものとする。 2 前項に規定する認証書の様式は、<u>第3号様式</u>によるものとする。 3、4 (略) (変更等の届出) 第6条 法第81条（第2項を除く）から第83条までの規定による届出は、<u>第2号様式</u>によるものとする。 2、3 (略) (廃止届出) 第7条 法第81条第2項に規定する届出にあつては、<u>第4号様式</u>によるものとし、すでに交付を受けている認証書を添付するものとする。 第8条 (略) (整備主任者に関する届出) 第9条 施行規則第62条の2の2第2項に規定する届出は、<u>第5号様式</u>によるものとする。ただし、同項第1号及び第2号に規定する事項に係る変更の届出にあつては、第2号様式による届出をもって代えるものとする。 2 (略) (自動車分解整備事業の証明) 第10条 運輸局長は、自動車分解整備事業者からの願出により、現に効力のある認証に係る事項について証明を行うことができるものとする。 2 前項の願出書の様式は、<u>第6号様式</u>によるものとする。 3 (略)
--	--

附則 1 本達は、平成14年9月1日から施行する。 2 本達の施行に伴い、平成14年7月1日付け達第2号「自動車分解整備事業事務取扱要領」は廃止する。 3 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。 附則 1 本達は、平成18年4月1日から施行する。 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。 附則 1 本達は、平成18年6月2日から施行する。 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。 附則 1 本達は、平成27年3月19日から施行する。 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。 <u>附則</u> <u>1 本達は、平成31年4月5日から施行する。</u> <u>2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。</u>	附則 1 本達は、平成14年9月1日から施行する。 2 本達の施行に伴い、平成14年7月1日付け達第2号「自動車分解整備事業事務取扱要領」は廃止する。 3 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。 附則 1 本達は、平成18年4月1日から施行する。 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。 附則 1 本達は、平成18年6月2日から施行する。 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。 附則 1 本達は、平成27年3月19日から施行する。 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。
--	---

第1号様式

第1号様式

認証番号	
認証年月日	年 月 日

自動車分解整備事業の認証新規申請書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて申請します。

(ふりがな) 申請者の氏名又は名称	印
申請者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認定番号	

(注) 申請者の氏名又は名称を記名し押印することに代えて署名(自署)することができる。

自動車分解整備事業の種類 (□枠内の該当するものに○を記入)	普通自動車分解整備事業
	小型自動車分解整備事業
	軽自動車分解整備事業

対象自動車の種類 (□枠内の申請する種類に○を記入する)	対象とする装置の種類							
	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大型)								
普通自動車(中型)								
普通自動車(小型)								
普通自動車(乗用)								
大型特殊自動車								
小型四輪自動車								
小型三輪自動車								
小型二輪自動車								
軽自動車								

業務の範囲の限定 (□枠内の該当するものに○を記入)	軽油を燃料とする原動機を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る

第1号様式

第1号様式

認証番号	
認証年月日	年 月 日

自動車分解整備事業の新規認証申請書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて自動車分解整備事業の認証を申請します。

(ふりがな) 申請者の氏名又は名称	() 印
郵便番号	
申請者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	()
郵便番号	
事業場の所在地	
電話番号	

(注) 以下、『*』印欄には、該当する事項に『○』を付すこと。

自動車分解整備事業の種類	*	普通自動車分解整備事業
	*	小型自動車分解整備事業
	*	軽自動車分解整備事業

	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大)	*	*	*	*	*	*	*	*
普通自動車(中)	*	*	*	*	*	*	*	*
普通自動車(小)	*	*	*	*	*	*	*	*
普通自動車(乗)	*	*	*	*	*	*	*	*
大型特殊自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
小型四輪自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
小型三輪自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
小型二輪自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
軽自動車	*	*	*	*	*	*	*	*

工員の構成	合計 (工員数)	整備士数			整備士以外 の工員数
		一 級	二 級	三 級	
	人	人	人	人	人

屋内作業場等	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²	m	
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m	m ²		

(注)記入枠が不足する場合は、任意追加することができる。

私
私達（役員）

は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者

印

役員氏名	役職名	役員氏名	役職名

(注)個人事業主にあつては「私」、法人企業にあつては「私達（役員）」の文頭に○を記入すること。

(注)宣誓者の氏名を記名し押印することに代えて署名(自署)することができる。

(注)記入枠が不足する場合は、任意追加することができる。

前職業態別 (□枠内の該当するものに○を 記入)	専業	ディーラー	自家
	自動車用品販売店	ガソリンスタンド	受検代行業
	その他()		

業務の範囲の限定	*	軽油を燃料とする原動機を除く
	*	ガソリン又は軽油を燃料とする原動機を除く
	*	カタピラ付大型特殊自動車に限る

整備要員数	工員(自動車工)	工員の中の整備士数		
		一 級	二 級	三 級
	人	人	人	人

屋内作業場等	間口(m)	奥行(m)	面積(m ²)	天井高さ(m)	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²		
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m			

業務の別	*	専業	*	自動車用品販売店	*	その他
	*	ディーラー	*	ガソリンスタンド		
	*	自家	*	受検代行業		

○優良自動車整備事業者関係（優良自動車整備事業者の認定を受けている場合に記載すること。）

認定番号		認定の種類	*	一種整備工場
			*	二種整備工場
			*	特殊整備工場

○宣誓書（氏名を記載し押印することに代えて、署名（自署）することができる。）

(個人) 私は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者(申請者)

印

(法人) 私達(役員)は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者役職名()

印

役員氏名	役職名	役員氏名	役職名

自動車分解整備事業事務取扱要領（平成14年8月20日付け達第39の一部改正（新旧対照表）

別紙

	名 称	型式・能力 等	数 量
作業機械	プレス		
	エア・コンプレッサ		
	チェーン・ブロック		
	ジャッキ		
	バイス		
	充電器		
作業計器	ノギス		
	トルク・レンチ		
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスト		
	比重計		
	コンプレッショ ン・ゲージ	(ガソリン用) (ディーゼル用)	
	ハンディ・バキューム・ポンプ		
	エンジン・タコ・テスト		
	タイミング・ライト		
	シットネス・ゲージ		
	ダイヤル・ゲージ		
	トーイン・ゲージ		
	キャンバ・キャスタ・ゲージ		
	ターニング・ラジアス・ゲージ		
	タイヤ・ゲージ		
	検車装置		
	一酸化炭素測定器		
	炭化水素測定器		
工具	ホイール・ブーラ		
	ベアリング・レース・ブーラ		
	グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ		
	部品洗浄槽		

(注)記入枠が不足する場合は、任意追加することができる。

備考	
----	--

○作業機械等

	名 称	断 力	数 量
作業機械	プレス		
	エア・コンプレッサ		
	チェーン・ブロック		
	ジャッキ		
	バイス		
	充電器		
作業機器	ノギス		
	トルクレンチ		
点検計器及び点検装置	サーキット・テスト		
	比重計		
	コンプレッショ ン・ゲージ		
	ハンディ・バキューム・ポンプ		
	エンジン・タコ・テスト		
	ドエル・テスト		
	タイミング・ライト		
	ノズル・テスト		
	シットネス・ゲージ		
	ダイヤル・ゲージ		
	トーイン・ゲージ		
	キャンバ・キャスタ・ゲージ		
点検計器及び点検装置	ターニング・ラジアス・ゲージ		
	タイヤ・ゲージ		
	点検装置		
工具	ホイール・ブーラ		
	ベアリング・レース・ブーラ		
	グリース・ガン		
	部品洗浄槽		

点検機器 及び 点検装置	名 称	型 式	断 力	数 量
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			

事業場平面図

事業場の名称	
(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記入)	

第2号様式

第2号様式

認 証 番 号	
認証年月日	年 月 日

自動車分解整備事業の変更（届出・申請）書

北陸信越運輸局長殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて（届出・申請）します。

（注）届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記入すること。

（ふりがな） 届出者 申請者の氏名又は名称	印
届出者 申請者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認証番号	
認定番号	
指定番号	

（注）届出者、申請者の氏名又は名称について、届出にあっては氏名又は名称を記し押印を省略することができ、申請にあっては氏名又は名称を記し押印することに代えて署名（自署）することができる。

届出・申請の内容（□枠内の該当するものに○を記入）		変更年月日	年 月 日
☐ 相続	☐ 事業場の所在地の変更		
☐ 合併	☐ 役員の変更		
☐ 分割	☐ 屋内作業場の変更（面積又は開口若しくは奥行の長さ）		
☐ 譲受	☐ 自動車分解整備事業の種類の変更 【変更申請】		
☐ 事業者名又は住所の変更	☐ 対象自動車の種類及び装置の種類の変更 【変更申請】		
☐ 事業場の名称の変更	☐ 業務の範囲の変更 【変更申請】		

（注）役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第5号様式）を使用すること。

1 宣誓書

私 私達（役員）	は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。
宣誓者	印

（注）個人事業者にあっては「私」、法人企業にあっては「私達（役員）」の文字に○を記入すること。

（注）宣誓者の氏名を記し押印することに代えて署名（自署）することができる。

第2号様式

第2号様式

認 証 番 号	
認証年月日	年 月 日

自動車分解整備事業の変更届出（申請）書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて自動車分解整備事業の変更届出（申請）します。

（ふりがな） 届出者の氏名又は名称	（ ） 印
郵便番号	
届出者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	（ ）
郵便番号	
事業場の所在地	
電話番号	

（注）以下、「※」印欄には、該当する事項に「○」を付すこと。

届出（申請）内容			
※	相続	※	事業場所在地の変更
※	合併	※	役員の変更
※	分割	※	屋内作業場（面積又は開口若しくは奥行きの長さ）の変更
※	譲渡	※	自動車分解整備事業の種類の変更
※	事業者名又は住所の変更	※	対象とする自動車の種類及び装置の種類の変更
※	事業場名の変更	※	業務の範囲の変更

① 分解整備事業の種類

分解整備事業の種類		認 証 年 月 日	旧事業の種類
普通自動車分解整備事業	※		※
小型自動車分解整備事業	※		※
軽自動車分解整備事業	※		※

自動車分解整備事業事務取扱要領（平成14年8月20日付け達第39の一部改正（新旧対照表））

別紙

2-① 自動車分解整備事業の種類の変更

自動車分解整備事業の種類	認証年月日
普通自動車分解整備事業	年 月 日
小型自動車分解整備事業	年 月 日
軽自動車分解整備事業	年 月 日

(注) □枠内の該当するものに、追加するものは◎、廃止するものは×及び認証年月日、変更がないものは○及び認証年月日を記入すること。

2-② 対象とする自動車の種類及び装置の変更

対象自動車の種類	対象とする装置の種類							
	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大型)								
普通自動車(中型)								
普通自動車(小型)								
普通自動車(乗用)								
大型特殊自動車								
小型四輪自動車								
小型三輪自動車								
小型二輪自動車								
軽自動車								

(注) □枠内の該当するものに、追加をするものは◎、廃止をするものは×、変更がないものは○を記入すること。

2-③ 業務の範囲の変更

業務の範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る

(注) □枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記入すること。

3 事業者名又は住所の変更

(ふりがな)	
事業者の氏名又は名称	
事業者の住所	

(注) 旧の事業者の氏名又は名称及び住所を記入すること。

4 事業場名の変更又は事業場の所在地の変更

(ふりがな)	
事業場の名称	
事業場の所在地	

(注) 旧の事業場の名称又は所在地を記入すること。

5 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

屋内作業場等	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²	m	
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m	m ²		

(注) 変更をする箇所はアンダーラインを記入すること。

(注) 記入枠が不足する場合は、任意追加することができる。

	全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大)	*	*	*	*	*	*	*	*
普通自動車(中)	*	*	*	*	*	*	*	*
普通自動車(小)	*	*	*	*	*	*	*	*
普通自動車(乗)	*	*	*	*	*	*	*	*
大型特殊自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
小型四輪自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
小型三輪自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
小型二輪自動車	*	*	*	*	*	*	*	*
軽自動車	*	*	*	*	*	*	*	*

業務の範囲の限定	*	軽油を燃料とする原動機を除く
	*	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	*	カタピラ付大型特殊自動車に限る

② 旧事業者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな)	()
事業者の氏名又は名称	
事業者の住所	

③ 旧事業場名称及び所在地

(ふりがな)	()
事業場名称	
事業場所在地	

④ 作業場等の規模

屋内作業場等	間口(m)	奥行(m)	面積(m ²)	天井高さ(m)	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²		
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m			

自動車分解整備事業事務取扱要領（平成14年8月20日付け達第39の一部改正（新旧対照表））

別紙

事業場平面図

事業場の名称

	(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記入)
--	------------------------

⑤ 役員

(法人) 私連(役員)は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者役職名(

印

[illegible]

⑧ 関係する事業場

[illegible]

6-①役員の変更（現在の役員及び辞任した役員）

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）

（注）記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）
	（年 月 日）

（注）記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

6-②役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

（注）記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

備考	
----	--

第3号様式

第3号様式

認 証 番 号	
認証年月日	年 月 日

自動車分解整備事業の廃止届出書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法の規定により別添書面を添えて届出します。

（ふりがな） 届出者の氏名又は名称	印
届出者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
認証番号	

（注）届出者の氏名又は名称について押印を省略することができる。

1 廃止年月日、自動車分解整備事業の種類、廃止時の工具数、廃止理由

廃止年月日	年 月 日					
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業					
	小型自動車分解整備事業					
	軽自動車分解整備事業					
廃止時の工具数	人					
廃止理由	☐	経営不振	☐	倒産	☐	工具不足
	☐	事業合理化	☐	移転・立退き	☐	転業
	☐	合併	☐	協業組合への参加	☐	後継者難
	☐	自己都合	☐ その他（ ）			

（注）☐枠内の該当するものに○を記入すること。

2 廃止に伴って辞任した整備主任者の氏名

氏名	氏名	氏名

（注）記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

備考	
----	--

第3号様式

番 号

認 証 書

事業者名

道路運送車両法第80条の規定により下記のとおり自動車分解整備事業を認証する。

記

- 1 認証番号
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 自動車分解整備事業の種類
- 5 対象とする自動車の種類
- 6 対象とする装置の種類
- 7 業務範囲の限定
- 8 最初に認証した年月日

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長名

印

第4号様式

第4号様式

認 証 番 号	
認証年月日	年 月 日

整備主任者（選任・変更）の届出書

運輸支局長 殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別添書面を添えて（選任・変更）します。

（注）選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の文字に○を記入すること。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	印
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認証番号	

（注）届出者の氏名又は名称について押印を省略することができる。

1 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士合格証書番号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

（注）記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

2 辞任した整備主任者

氏名	辞任年月日	氏名	辞任年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

（注）記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

3 既に選任されている整備主任者

氏名	統括管理業務開始日	氏名	統括管理業務開始日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

（注）記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

備考	
----	--

第4号様式

第4号様式

認 証 番 号	
認証年月日	年 月 日

自動車分解整備事業の廃止届出書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により認証書を添えて自動車分解整備事業の廃止届出をします。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	印
郵便番号	
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	

廃止年月日・廃止理由

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	経営不振・倒産・工具不足・事業合理化・路線立退き・転業・ 合併・協業組合への参加・後継者難・自己都合・取 消・その他（ ）

廃止に伴って解任した整備主任者の氏名

第5号様式

第5号様式

役員の変更届出書

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別添書面を添えて届出します。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	印
届出者の住所	
電話番号	

(注) 役員の変更以外の届出の場合は、自動車分解整備事業の変更（届出・申請）書(第2号様式)を使用すること。
(注) 届出者の氏名又は名称について押印を省略することができる。

1 役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

(注) 記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

(注) 記載枠が不足する場合は任意追加することができる。

第5号様式

第5号様式

認 証 番 号	
認証年月日	年 月 日

整備主任者（選任・変更）届出書

運輸支局長 殿

年 月 日

道路運送車両法施行規則第62条の2の2の規定により別添書面を添えて整備主任者の選任(変更)届出をします。

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	()	印
郵便番号		
届出者の住所		
電話番号		
(ふりがな) 事業場の名称	()	
郵便番号		
事業場の所在地		
電話番号		

整備主任者氏名	生 年 月 日	業 務 開 始 日	整備士合格証書番号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

解任した整備主任者氏名	整備主任者を解任した日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

2 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

（注）記載欄に不足する場合は任意追加することができる。

3 宣誓書

私
私達（役員）は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者印

（注）個人事業者にあつては「私」、法人企業にあつては「私達（役員）」の文字に○を記入すること。

（注）法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の役職名についても記入すること。

備考	
----	--

第6号様式

番 号

認 証 書

事業者名

道路運送車両法第80条の規定により下記のとおり自動車分解整備事業を認証する。

記

1 認証番号

2 事業場の名称

3 事業場の所在地

4 自動車分解整備事業の種類

5 対象とする自動車の種類

6 対象とする装置の種類

7 業務範囲の限定

8 最初に認証した年月日

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長名 印

(日本工業規格A列4番)

第6号様式

自動車分解整備事業の証明願

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

(願出人)

氏名又は名称 印

住 所

下記のとおり相違ないことを証明願います。

認 証 番 号	認 証 番 号	認 証 年 月 日
認 証 年 月 日		年 月 日
事業者の氏名又は 名 称 ・ 住 所		
事 業 場 の 名 称 ・ 所 在 地		
事 業 の 種 類	普通自動車 ・ 小型自動車 ・ 軽自動車	
対象自動車の種類	普大 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 小四 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
対 象 と す る	普中 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 小三 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
装 置 の 種 類	普小 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 小二 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
	普乗 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 軽 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
	大特 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
業務範囲の限定		
認 証 の 条 件		

(注) 氏名を記載し押印することに代えて、署名(自署)することができる。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

北陸信越運輸局長 印

(日本工業規格A列4番)

第7号様式

自動車分解整備事業の証明願

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

(願出人)

氏名又は名称 _____ 印

住 所 _____

下記のとおり相違ないことを証明願います。

認 証 番 号	認 証 番 号	認 証 年 月 日
認 証 年 月 日		年 月 日
事業者の氏名又は 名 称 ・ 住 所		
事 業 場 の 名 称 ・ 所 在 地		
事 業 の 種 類	普通自動車 ・ 小型自動車 ・ 軽自動車	
対象自動車の種類	普大 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 小四 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
対 象 と す る	普中 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 小三 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
装 置 の 種 類	普小 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 小二 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
	普乗 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結] 軽 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
	大特 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
業務範囲の限定		
認 証 の 条 件		

(注) 氏名を記載し押印することに代えて、署名（自署）することができる。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

北陸信越運輸局長 印

(日本工業規格A列4番)